

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小林 良行
登録番号又は法人番号	17081891
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	行政書士アンビエントワークス総合法務事務所
事務所所在地	千葉県市川市市川1丁目1番2号 カネムラNO.2 902号室
処分年月日	令和4年4月18日
処分内容（種類）	廃業の勧告（本会会則第25条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>被処分会員は、令和2年11月6日付けにて本会会長より職務上請求書の不適正使用等により「6ヶ月の会員の権利の停止」の処分を受け、当該処分に伴い、当該会員保有の職務上請求書の本会への返戻、その返戻された職務上請求書の返却の留保及び会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年の職務上請求書の購入及び使用の禁止措置により自己の職務上請求書の使用が事実上不可能である状況において、行政書士登録及び本会への入会間もない本会会員（以下「新人会員」という。）に対し、新人会員が行政書士の職務を何ら受任していないにもかかわらず、新人会員に、新人会員保有の職務上請求書に当該被処分会員による「(職務上請求書の)書き方等指示書」(以下「指示書」という。)どおりに記載させてそれを市町村の担当部署に提出させ、戸籍謄抄本等の請求に係る者本人及びそれ以外の第三者の戸籍謄抄本等の交付(取得)を受けさせ、当該戸籍謄抄本等を当該被処分会員及び本件外被処分会員の仲間にその内容が確認できるようにさせたものである。</p> <p>これらの行為は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第135条に規定する者及び住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第46条第2号に規定する者に対するその教唆であり、これは日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第4条及び同第5条第1項に違反し、及び本会会則第19条に違反するものであり、よって行政書士法第10条及び同法第13条の規定に違反するものである。</p> <p>なお、下記処分に伴い、職務上請求書の使用及び取扱いについて、日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則(以下「規則」という。)の該当条項に基づき、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有している未使用のものを含む職務上請求書の返戻義務(規則第15条第四号) ・返戻された職務上請求書(未使用のものを含む)の返却の留保(規則第30条第2項)

	<p>・職務上請求書の購入及び使用の禁止（廃業勧告の処分の日から 5 年）（規則第 35 条第五号）</p>
<p>上記処分の根拠となった法令及び会則の条文</p>	<p>戸籍法第 135 条</p> <p>住民基本台帳法第 46 条第 2 号</p> <p>日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 4 条、同規則第 5 条第 1 項</p> <p>行政書士法第 10 条</p> <p>行政書士法第 13 条</p>